

(3) 農道の整備・保全対策

農道整備G

農山漁村 交付金事業名	農地整備(農地整備事業 通作条件整備 一般農道整備)				
(参考) 補助事業名	一般農道整備事業				
事業主体	県営・団体営				
事業内容	<p>1. 一般型 …幹線から末端耕作道までの農道網の整備</p> <p>2. 樹園地等型 …樹園地、野菜指定産地における畑地を主体とした農用地における農道の整備</p> <p>3. 農業集落間型 …農業の生産条件が不利な地域における農業集落を結ぶ農道の整備</p> <p>4. 保全対策型 …既設の農道の点検診断、機能保全対策面からの更新整備、農道機能強化対策面等からの整備水準の向上を図る保全対策</p> <p>※事業主体 …上記1～3は県、4については県、市町村</p>				
要件	<p>県道又は幹線市町村道の路線若しくは区間又は機能と整備される農道のそれとが重複しない範囲において実施</p> <p>1～3の実施に当たっては、地域における農業振興のために必要な通作条件整備の内容と、本事業と関連を有し、効果的な実施により通作条件の改善に資する農地整備、農業関連施設等との関連事業について取りまとめた「通作条件整備計画」を県が作成する。4の実施にあたっては、個別施設毎の具体の対応方針を定めた「個別施設計画」が策定されていること。ほか、以下の要件による</p> <p>1. 一般型</p> <p>(1) 受益面積が概ね 50ha 以上(振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域又は指定棚田地域の場合は概ね 30ha 以上)</p> <p>(2) 総事業費が5千万円以上</p> <p>(3) 全幅員が概ね 4.5m 以上(同上指定及び特別豪雪地帯、急傾斜地帯の場合は概ね 4.0m 以上)</p> <p>2. 樹園地等型は1. の(1)要件を満足し、かつ、次に掲げる農道網の整備</p> <p>(1) 1. の(2)及び(3)適合する幹線農道</p> <p>(2) 全幅員が概ね 3m 以上の支線農道</p> <p>(3) 全幅員が概ね 2m 以上の末端耕作道</p> <p>(4) 総延長が概ね 500m 以上の軌道等運搬施設(樹園地主体の農用地のみ)</p> <p>3. 農業集落間型は、事業を実施する地域に含まれる少なくとも1つの農業集落が、離島、振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域、特定農山村地域、又は指定棚田地域それらに準ずる地域又は、林野率が 50%以上かつ主傾斜が概ね 100 分の 1 以上の農用地の面積が当該地域の全農用地の 50%以上を占める地域に含まれること。</p> <p>また、通作圏の拡大による経営規模拡大等の農業構造改善、既設農道や農業関連施設等の利用拡大、農業集落の農家・住民等の農村環境の改善に資する計画路線であって、次の要件に適合するもの</p> <p>(1) 受益面積が概ね 30ha 以上</p> <p>(2) 総事業費が5千万円以上</p> <p>(3) 車道幅員が概ね 4m 以上</p> <p>なお、関係住民の参加意識の向上と計画への合意形成のため、土地改良法の手続きを行い実施する。</p> <p>4. 保全対策型について、農道を管理する市町村長等は、「保全対策基本方針」を作成し、県知事の承認を得て、地方農政局長に提出、ただし、市町村長等の要請により、対象区域、内容等を勧案し、県が基本方針を作成する場合は、作成後、県知事が提出</p> <p>このほか、以下の要件による、ただし、点検診断についてはこの限りでない</p> <p>(1) 受益面積の合計が 50ha 以上(振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域の場合は概ね 30ha 以上)</p> <p>(2) 総事業費の合計が3千万円以上</p> <p>既設の農道とは、農林水産省所管事業により農道として造成された路線、ふるさと農道緊急整備事業により造成された路線及び、地域再生法に基づき農道として造成された路線をいう。</p>				
実施要綱	農山漁村地域整備交付金実施要綱				
実施要領	農山漁村地域整備交付金実施要領、別紙 1-1 及び別紙 1-2、別紙 4-1				
交付要領	農山漁村地域整備交付金交付要綱				
交付率	区	分	国	県	その他
内地		一般型	50	未定	未定
		樹園地型	50	未定	未定
		保全対策型(県営)	50	25	25
		保全対策型(団体営)	50	0	50
離島		一般型	55	未定	未定
		樹園地型	55	未定	未定
		保全対策型(県営)	55	22.5	22.5
		保全対策型(団体営)	55	0	45
	農業集落間型		50	40	10
適用	<p>(1) 農業集落間型の農業集落とは、農林業センサ規則(昭和44年農林省令第39号)第2条第4項に定める農業集落</p> <p>(2) 平成21年度以前に農道整備事業実施要綱により採択され着手している地区は、経過措置として、実施要綱第2の1の(2)の①のアの(エ)農村整備(農道整備事業)による</p> <p>(3) 保全対策型において、個別施設計画の策定、定期点検の実施が可能</p> <p>(4) 保全対策型(団体営)については、15m以上の橋梁及びトンネルの点検診断・個別施設計画の策定のみ実施が可能。</p>				

交付金事業名	地方創生道整備推進交付金(地方創生推進交付金 道の整備事業)			
(参考) 補助事業名	広域営農団地農道整備事業／農道環境整備事業			
事業主体	県・市町村			
事業内容	<p>地方公共団体における地方版総合戦略に基づく、地域において関連性を有する市町村道、広域農道又は林道の一体的整備</p> <p>1. 広域農道の新設又は改良 農道整備事業実施要綱(昭和52年4月16日付け52構改D第239号)の第4の1の(1)に定められた事業の採択基準を満たし、又は流通・通作条件整備計画について(令和2年3月31日付け元農振第2665号)に定める流通・通作条件整備計画を策定して農山漁村地域整備交付金実施要領(平成22年4月1日付け21生畜第2045号・21農振第2454号・21林整第336号・21水港第2724号)の別紙1-1の運用1の第4の3の(1)のアに定められた実施要件を満たし、「土地改良法(昭和24年法律第195号)の規定に基づき整備される農道(「広域農道」という)の新設又は改良 (参考)農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙1-1の運用1の第4の3の(1)のアに定められた事業の採択基準</p> <p>① 受益面積がおおむね50(30)ha以上 ()内は振興山村、過疎地域、半島又は指定棚田地域において行う場合</p> <p>② 総事業費が1億円以上であること</p> <p>③ 農業上必要な自動車の交通運行に必要な車道幅員がおおむね4(3)m以上 ()内は離島、振興山村、半島又は指定棚田地域において行う場合</p> <p>④ 自動車交通量のうち、農業に係るものが過半を占めるものであること</p> <p>2. 既設の広域農道の保全対策</p>			
要件	<p>1. 地域再生法に基づき、地域再生計画の認定を受けた路線であること。</p> <p>(1) 市町村道(新設、改築及び修繕)、広域農道(新設又は改良、保全対策)、林道(開設又は拡張、保全対策)のうち異なる2以上の施設の整備が地域再生計画に位置づけられていること</p> <p>(2) 交付期間は概ね5年以内</p> <p>(3) 地方版総合戦略に定められた先導的な事業であること</p> <p>(4) 定住人口の促進、農業振興、観光・交流拠点施設へのアクセス改善等のような地域再生計画に係る定量的な目標の設定が必要</p> <p>(5) 既設の広域農道の保全対策を実施する場合は、以下の要件を満たすこと ただし、点検診断のみを行う場合はこの限りでない</p> <p>① 受益面積が50ha以上</p> <p>② 総事業費が30百万円以上</p>			
実施要綱	地方創生推進交付金制度要綱			
実施要領	—			
交付要綱	地方創生道整備推進交付金交付要綱			
交付率	区分	国	県	その他
	新設又は改良	50(62.5)	40(27.5)	10
	保全対策(内地)	50(62.5)	25(12.5)	25
	“(離島)	50(62.5)	未定	未定
適用	<p>1. 交付率の()内は、基本交付率の50%に後進地嵩上げ率を考慮した率 計算例 $50\% \times 1.25 = 62.5\%$(嵩上げ率1.25の場合) 後進地域補助率加算の対象は土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく土地改良事業として実施するものであること</p>			

農山漁村 交付金事業名	農地整備(農地整備事業 通作条件整備 基幹農道整備)			
(参考) 補助事業名	基 幹 農 道 整 備 事 業			
事業主体	県 営 ・ 団 体 営			
事業内容	<p>1. 一般型 …農業の近代化又は農業生産物の流通の合理化を図るため重要かつ農村環境の改善に資する農道網の基幹となる農道の整備</p> <p>2. 保全対策型 …既設の農道の点検診断、機能保全対策面からの更新整備、農道機能強化対策面等からの整備水準の向上を図る保全対策</p> <p>※ 事業主体 …上記1は県、2については県、市町村</p>			
要件	<p>県道又は幹線市町村道の路線若しくは区間又は機能と整備される農道のそれとが重複しない範囲において実施</p> <p>1. 一般型 一般型の実施に当たっては、地域における農業振興のために必要な通作条件整備の内容と、本事業と関連を有し、効果的な事業実施により通作条件の改善に資する農地整備、農業関連施設等との関連事業について取りまとめた「通作条件整備計画」を県が作成する。4の実施にあたっては、個別施設毎の具体的な対応方針を定めた「個別施設計画」が策定されていること。ほか、以下の要件による。</p> <p>(1) 受益面積が概ね 50ha 以上(振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域又は指定棚田地域の場合は、概ね 30ha 以上)</p> <p>(2) 総事業費が 1 億円以上</p> <p>(3) 車道幅員が概ね 4m 以上(離島、振興山村、半島振興対策実施地域又は指定棚田地域の場合は概ね 3m 以上)</p> <p>(4) 自動車交通量の過半が農業に係るもの</p> <p>2. 保全対策型 保全対策型について、農道を管理する市町村長等は、「保全対策基本方針」を作成し、県知事の承認を得て、地方農政局長に提出、ただし、市町村長等の要請により、対象区域、内容等を勘案し、県が基本方針を作成する場合は、作成後、県知事が提出</p> <p>このほか、以下の要件による、ただし、点検診断についてはこの限りでない</p> <p>(1) 受益面積の合計が 50ha 以上(振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域又は指定棚田地域の場合は概ね 30ha 以上)</p> <p>(2) 総事業費の合計が 3千万円以上</p> <p>既設の農道とは、農林水産省所管事業により農道として造成された路線、ふるさと農道緊急整備事業により造成された路線及び、地域再生法に基づき農道として造成された路線をいう。</p>			
実施要綱	農山漁村地域整備交付金実施要綱			
実施要領	農山漁村地域整備交付金実施要領、別紙 1-1 及び別紙 1-2、別紙 4-1			
交付要綱	農山漁村地域整備交付金交付要綱			
交付率	区 分	国	県	その他
内 地	一 般 型	50	40	10
	保全対策型(県営)	50	25	25
	保全対策型(団体営)	50	0	50
離 島	一 般 型	55	45	0
	保全対策型(県営)	55	22.5	22.5
	保全対策型(団体営)	55	0	45
適 用	<p>(1) 平成 21 年度以前に農道整備事業実施要綱により採択され着手している地区は、経過措置として、実施要綱第2の1の(2)の①のAの(エ)農村整備(農道整備事業)による</p> <p>(2) 保全対策型において、個別施設計画の策定、定期点検の実施が可能</p> <p>(3) 保全対策型(団体営)については、15m 以上の橋梁及びトンネルの点検診断・個別施設計画の策定のみ実施が可能。</p>			